

令和2年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 令和2年3月13日（金）

午後2時03分～午後3時00分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【文化振興課】

(1) 議案第7号「千代田区指定文化財の指定について」

第 2 協議

【子ども総務課】

(1) 審査請求に係る裁決について

第 3 報告

【子ども総務課】

(1) 令和2年第1回区議会定例会の報告

【学務課】

(1) 学校給食費及び給食費補助金の改定について

(2) 千代田区立中学校選択制度について

【指導課】

(1) 千代田区公立学校教育管理職の異動について

【文化振興課】

(1) 四番町図書館仮施設における図書館事業の実施について

第 4 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（3月20日号）掲載事項

(3) 令和2年度教育広報かけはし掲載案

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（10名）

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	恩田 浩行
副参事（特命担当）	大塚 光夫

子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纓片 淳一
指導課長	佐藤 友信
主任指導主事	佐藤 達哉
地域振興部副参事	大塚 立志
文化振興課長	永見 由美

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長 はい。こんにちは。すみません。定刻を若干過ぎました。それでは、これから教育委員会定例会を開会いたします。

まず、開会に先立ちまして、傍聴の申請がございましたら、傍聴を許可いたしますということでございます。ご理解ください。

それでは、ただいまから令和2年第4回定例会を開会いたします。

本日、教育委員の出席は全員です。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

中川委員
坂田教育長

はい。

よろしくお願いいたします。

まず、本日の次第、議事日程をご覧いただきたいのですが、日程第2、協議事項で、審査請求に係る裁決という案件がございます。そして、日程第3、報告事項の中に、指導課からの報告事項で、千代田区公立学校教育管理職の異動についてという報告がございます。この2件につきましては、実質的に公にすることが難しいところもございますので、法の規定に基づきまして、非公開という扱いにしたいと思っております。その賛否について、まずは、採決をとりたいと思います。

ただいま私の言った議事の進め方でよろしいかどうか、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

賛成全員ですので、そのような扱いにさせていただきます。

それでは、その他の案件で日程に入ります。

◎日程第1 議案

文化振興課

(1) 議案第7号「千代田区指定文化財の指定について」

坂田教育長 まず、日程第1、議案でございます。文化財関係の担当課長もお見えになっておりまして、文化振興課からの議案ということになります。千代田区指定文化財の指定についてでございます。

それでは、担当課長、よろしく願いいたします。

文化振興課長 文化振興課です。議案第7号、千代田区指定文化財の指定についてでございます。

本年2月5日の千代田区文化財保護審議会におきまして、今川小路共同建築関係文書について、令和元年度の千代田区指定文化財として指定することが適当である旨の答申を受けましたので、本日、議案として、ご審議をお願いするものでございます。

具体的には、今川小路共同建築関係文書33点という共同建築に関する古文書です。年代は、大正13年ごろから昭和3年の昭和初期の戦前の共同建築に関する文書であり、平成29年と令和元年に千代田区教育委員会に寄贈され、現在、千代田区立日比谷図書文化館で保管をしている資料でございます。

詳細につきましては、前回の教育委員会での内容と変更はございません。

ご議決のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

前回の教育委員会でも、一度、ご説明をいただいたところでございます。今川小路共同建築物の古文書という扱いだということでございます。

何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 これについて1点だけ。例えば、データで残すのと、この文書そのものを残すのと差って、本当にあるのだろうか。これは、図面が中心ですよ。図面が中心だとすると、実は、データで残してもいいのではないか。要するに、古文書で残した場合には、その保管もすごく大変ですし、どんどんどんどん数がふえるということを考えると、どんなものだろうかという若干の疑問があって、ご質問させていただきます。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

その点について、保護審議会で議論はありましたでしょうかね。

文化振興課長 こちらの建築図面なのですが、青焼きということで、この青焼きの状態についても、文化財保護審議会のほうでも少しご意見がありました。過去にも、学校の関係の資料で青焼きの資料を指定文化財にしたという経緯もありまして、今回もこの図面の青焼きの状態のものを指定文化財として指定することになった経緯がございます。

今、金丸委員のおっしゃりましたデータの保存というところでは、文化財の今、データ整備もしているところなのですが、その中で、今後、また検討

坂田教育長 させていただけたらと思っております。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

坂田教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

坂田教育長 中川委員。

中川委員 小学校の青焼きの資料、今もきちんとその状態で保存されていますか。

文化振興課長 はい。保存されております。

中川委員 退色したりだとか、そういうことはないでしょうか。青焼きは結構劣化が早いから。

文化振興課長 そうですね。中性紙箱という中に保存されて、劣化が進まないように保管しているところなのですが、随時確認をしてみたいと思います。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

坂田教育長 ほかにございますか。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 はい。それでは、本日、この件につきましては、議案でございますので、採決をとりたいと思います。

坂田教育長 この文化財について、その指定の是非でございます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長 どうもありがとうございます。賛成全員でございますので、指定文化財として指定をするということになりました。

坂田教育長 ありがとうございます。

文化振興課長 どうもありがとうございました。

◎日程第3 報告

文化振興課

(1) 四番町図書館仮施設における図書館事業の実施について

子ども総務課

(1) 令和2年第1回区議会定例会の報告

学務課

(1) 学校給食費及び給食費補助金の改定について

(2) 千代田区立中学校選択制度について

坂田教育長 続きまして、報告事項に入りますが、報告事項、先ほどの件もございました。人事に関する件ですね。そして、本日は図書館の担当課長も来ていただいておりますので、順番をちょっと変えまして、最初に、一番下に表記されております文化振興課からの四番町図書館仮施設における図書館事業の実施についてということを先行して報告していただきます。よろしく願いいたします。

地域振興部副参事 それでは、文化振興課資料に基づいて、四番町図書館仮施設における図書館事業の実施についてご報告いたします。

(仮称) 四番町公共施設整備に伴う四番町図書館の改築工事期間中、図書館サービスの提供を継続するため、仮施設における図書館事業を実施いたします。

仮施設の所在地は、千代田区三番町14番地7。資料にございます地図のとおり、現施設から約200メートル程度離れたところで、九段小学校の少し先になります。

仮施設における図書館事業の実施期間でございますが、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを予定してございます。

仮施設の概要でございますが、資料数が約3万点。それから、7階建ての建物を1棟丸ごと賃貸借契約で借り受けるわけでございますが、各フロアの用途、設備等は、ご覧のとおりでございます。

なお、来週になると思います。こちらの千代田区立四番町図書館の仮移転先及び仮移転先における図書館事業の期間を定める告示、これは教育委員会の告示行為を、来週、実施する予定でございます。

報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。報告事項でございます。

四番町の公共施設は、ご承知のとおり、住宅、保育園、児童館、図書館から成る複合体ですが、建て直しということで、それに伴いまして、仮の図書館を設置したということでございます。

この4月から令和7年の3月まで仮の図書館で運営をするということです。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、この件につきましては、ご報告いただいたということでございます。ありがとうございました。

地域振興部副参事

ありがとうございます。

坂田教育長

続きまして、今度は、報告事項の頭からということになりますが、子ども総務課から令和2年第1回区議会定例会の報告でございます。

お願いします。

子ども総務課長

はい。それでは、令和2年第1回区議会定例会における教育委員会関係の質問、答弁の概要についてご報告をさせていただきます。

まず、最初です。自民党の代表質問ということで、コロナウイルス感染症対策についての質問がございました。こちらのほうにつきましては、この質問の時点が2月27日の午後ということで、この後、夕方に小中学校の休校要請が出ているというところになっており、この時点での対応策ということで、お答えをしたものでございます。それから、中等教育学校の自宅学習期間についての回答になっているということでございます。

最後にあるとおりで、今後の流行状況に応じ、学校・園等 についてもさらなる措置をとってまいりますということで、答弁が終わっているという形

です。

それから、公明党の代表質問です。ICT教育についてということで、質問がされております。1ページの下のほうですけれども、本区におきましては、これまでも校内LANの無線化やタブレット端末の導入など、学校教育におけるICT環境の整備を進めており、ノート型パソコンやタブレット端末は、既に約2,000台が整備されていますが、通信環境についてはなお課題もあるという認識、さらなる学校におけるICT環境の整備を進めてまいりますということで、答弁をしております。

続きまして、めくっていただきまして、2ページ目です。公明党の一般質問でございます。こちらのほうは、適応指導教室「白鳥教室」の役割と機能は何かということ。ということで、質問がされております。それで、答弁のほうの中ほどです。不登校に至った理由はさまざまであり、学級担任を初め養護教諭等のさまざまな教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、保護者と協力しながら、対象となる児童・生徒一人一人の状況の把握に努めることにより、それぞれに合った支援を行うということでございます。白鳥教室の拡充については今後ふえることも予想されますので、不登校児童・生徒の実態に応じたよりよい対応ができるように、ハード、ソフトの両面から整備に努めてまいりますという答弁をしております。

それから、次です。自民党の一般質問です。自民党の一般質問で、オリンピック・パラリンピックのレガシーということで、質問がされております。3ページ目の上のほうになりますけれども、子どもたちが実際の競技会場で生で観戦することが一番のレガシーにつながるものだと考えており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の経験を通じ、子どもたちのその後の人生の糧となるようなかけがえのないレガシーを子どもたち一人一人の心と体に残していけるよう、今後も引き続き、オリンピック・パラリンピック教育を推進してまいりますという形で、答弁をしております。

それから、一般質問、6番目です。教員の長時間労働・多忙化の解消についてということと、安心できる保育現場のためということと、3ページ目の下段の中ほど、「また」からのところでございますけれども、一月当たりの時間外労働は、月によりばらつきがあるものの、教員の長時間労働については徐々に改善が図られている状況になっているということでございます。

それから、教員、職員の増員については、区全体の人員配置の中で定められていることで、単純に増員することは困難であるということでございますが、3ページ目、下のほうですけれども、本区においては、教科指導だけでなく、校務や学級事務にかかわることができる区費による時間講師を任用し、各校に配置するなどして、教員の負担を軽減するとともに、教員が子どもたちと向き合う時間を創出し、より細やかな指導が実施できるようにしております。教育委員会では、教員の労働実態把握に努め、長時間労働や多忙化の解消に向けて取り組んでまいりますという答弁をしております。

それから、保育現場のほうですけれども、中ほどにございますが、「現在」というところの段落ですけれども、その下のほうに、計画的に正規保育士の適正な人員配置を行っており、来年度は、今年度より全体で10人の保育士が増員になる予定ということ。それから、正規の看護師の増員については、欠員があった場合にはすぐに補充の対応ということで、増員は考えていないということ。それから、非常勤栄養士についても同じように、現状の非常勤栄養士で問題がないというふうな答弁をしております。

それからあと、一般質問。病児保育について、子どもショートステイ事業について、保育園での歯科検診について、施設開設時のプロセス及び情報共有のあり方についてということで、質問がされています。

こちらのほうは、病児保育室、課題として、当日申し込みがなかなか難しいというふうなことが質問の中で出てまいりまして、答弁のほうも、5ページ目の上から3分の1ぐらいのところですが、当日申し込みで利用可能とする制度変更については、その実現に向けた検討を鋭意行ってまいりますということで、できる限り利用しやすい制度になるようにというふうな形で答弁をしております。

それから、ショートステイ事業については、2歳から小学生まで預かるということで進めているのですけれども、0歳から2歳までの乳幼児の預かりというふうなことで質問がされてまいりまして、現在は乳児院でお預かりしているということですが、ちょうど3分の2ぐらいのところの下のほうですけれども、まずは、しっかりと事業運営を展開しながら、今後のニーズや利用実績等も踏まえて、より一層の充実が図れるよう、ご指摘の対象児童年齢の引き下げについても研究してまいりますという形で、答弁をさせていただいております。それから、新規事業については、開始段階のみならず、計画段階でも情報の共有が図れるよう、努力してまいりますという形でございます。

それから、保育園での歯科検診については、6ページ目の上のほうにありますけれども、保健所等と調整を図りながら、1歳児から2歳児までの歯科検診についても検討してまいりますという形で回答しているということです。

あと、保育園等の開設については、提案事業者に対する審査項目や調査対象のあり方についても、社会情勢の変化を踏まえて検討を要するというふうなこと。そういった形で、オリジナルの公設民営の検討については、今後の検討課題というふうな形で答弁をしているということでございます。

長くなりましたけれども、ご報告は以上です。

坂田教育長

はい。ということで、代表、一般という質問なのですが、今回は、正直、コロナ一色です。教育委員会に課された責任がすごく重いというところで。

議会も、議会の側でコロナウイルスに対する対策本部みたいな、支援本部みたいなのを設置して、議長、副議長がその要職に当たる、本部長、副本部

長ということになっております。これは刻一刻と変わるものですから、事態が進展をしているのか後退をしているのかわかりませんが、そういうところで、対応に右往左往しているという状況です。

しかし、3月2日に一斉休校ということになってから、これだけ期間がたって、元気な子どもたちにずっと家にいるというのは無理な話ですから、その際に提供できる場所、子どもたちの居場所というものをどうつくるかということが、今、まさに議論になっています。その先、いつ授業を開始するかは先を見ないとわかりませんが、まずは、日がたつに連れて、子どもたちの居場所をどうつくっていくのかということが、今、喫緊の課題という受けとめです。

集めてはいけないけれど、かといって、ひとりであるというのは、そう耐えられるものでもない。学校の校庭を開放するところもあるし、今まで、この区内で公園とか遊び場とか言われているところを、こちらも取り急ぎ長時間開放するというような策はとっていますけれども、今後、その校庭の問題はどうなるのかと。港区は、相当数の子どもが広場等に、公園に集まってきてしまうので、校庭も開放するということを言いましたよね。学年ごとに曜日を変えて使うとか、いろいろなことを考えているようです。

千代田区は今のところ、きのうもちょっと学校を回ってきたのですが、学童のほうで、校庭ももちろん使わせてもらいながら、教室も広く活用していて、これは学校サイドで貸してくれて、柔軟に対応はしてきています。ただ、学童に通っていない子たちがどう過ごしているのかなと思って、学校にはどんな話が来ているのかと回って見たのですが、特段、保護者の方からの声は学校に届いていないのですよ。だから、何とか校庭開放してくれ云々は来ていないのですけれど、直接的には。教育委員会にも、その手の声ははっきり聞こえてはいないのですが、議会から、先ほど言いました議会の対策本部から、2週間近く経過しているのだから、とにかく子どもの居場所を要望したいということで、校庭の開放とかを考えてくれという要望が議会から来ています。これは、きのうです。

ただ、今のところ、本当はなるべく子どもたちも集めないという、集団感染、クラスターということにならないようにということで、今こういう管理をしているわけですが、一方ではやはりストレスの問題もあるから、那边に答えを見つけるかというところなのですが、きのう回った感覚では、今のところ、校庭を使わせてくれとかという要望は、各現場には来ていないというのが私の印象です。

令和2年度の予算の議会会期中でのやりとりは、これはもう露骨に生の話が出ますので、そこでもコロナウイルス対策は、各党派とも相当強く要望がございました。

あと、もう一つは、いじめ問題についての議論が長かったかなと思っているのですが、私は直接その場にはいなかったんですが。指導課長、どうですか、いじめ問題はどんな観点からの質問でしたかね。

指導課長 主に、重大事態というふうに捉えて第三者委員会に持っていく、そういった手順はどうなっているのかということや、学校の中でいじめが起きたときに、どう対応をして、それによって、保護者との調整とか、理解を得られる時間がかかる場合のスクールロイヤーの会議の仕方でありますとか、そういったところが非常に多かったかなというふうに思います。

基本的な、いわゆる第三者委員会と呼ばれるようなものに、どのような仕組みで上がっていくのかというような観点の質問が非常に多かったので、法に基づいて、説明をさせていただいたというところです。

坂田教育長 はい。というようなお話で、長時間やっていました。根本を断たなければいけないのだというのが我々の使命ですけれど。

そうしますと、議会報告については、今、総務課長のほう、話がありました。その点で何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

中川委員 質問いいですか。

坂田教育長 はい。中川委員。

中川委員 0歳から2歳までの乳幼児をお預かりする場合には、乳幼児突然死症候群等のリスクも含めて、より高度な安全配慮をしていかないと。それで、区内のショートステイではなく、区外にある専門の乳児院においてお預かりしているところかという話が出てきたのですけれど、これって、そういうふうにしていくという認識が私の頭の中に全然なかったもので、外にお願いしているというのはどういう形でお願いしているのですか。

坂田教育長 はい。新井課長。

子ども支援課長 すみません。新宿に二葉乳児院というところがあるのですけれども、0から2歳で、例えば、ちょっと虐待かなと、そのちょっと手前かなとか、あとは、どうしても親御さんがご病気で長く子どもを預けたいけれど、どうしたらいいだろうというときに、うちが委託しているところが新宿区の二葉乳児院というところなのです。

中川委員 そこで。

子ども支援課長 新宿は4名くらいの枠があるのですけれども、千代田区は1名、場合によっては2名見てくれるところもあるのですけれど、いろいろなところと委託していて、そんなにたくさんは見てもらっていません。年間、本当に数名くらいです。

坂田教育長 はい。よろしいですか。

金丸委員 金丸委員。

その年間数名というのは、区民からの要望が年間に数名しかないという意味なのか。それとも、もっとたくさんあるのだけれども、委託を受けるほうのキャパシティの問題で、ほとんどが断っているんで、数名になってしまうという意味なのでしょうか。

坂田教育長 はい。どうぞ。

子ども支援課長 私がいたころのお話、ことしもそんなに変わらないとは思いますが、どちらかといったら、要望のほうが多いことは多いのですけれども、必

要に応じて、こちらの乳児院のほうには預かっていただいております。

金丸委員
子ども支援課長
では、やはりキャパが小さいが、要望は相当ある。
相当ということもないのですけれど、仕事で出張に行くから預けたいとか、そういう方はお断りしているのですけれど、そういう方を含めると、結構あります。ただ、本当に必要だという方は、ちゃんと預かってもらっています。

坂田教育長
中川委員
子ども支援課長
はい。どうぞ。
必要ということは、虐待や何かが疑われる。
はい、そうです。本当に虐待とかというときは児相からなのですからけれども、その手前、少しお母さんを休ませたいとかというときは、ここに預けています。小学生もそういうところを一応、確保しているのですけれども、0から2に関しては乳児院です。

中川委員
坂田教育長
ありがとうございました。
はい。
ほかにございますか。よろしいでしょうか。
(了 承)

坂田教育長
はい。それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。
続きまして、学務課からの報告でございます。
学校給食費及び給食費補助金の改定についてでございます。
よろしく申し上げます。

学務課長
本件に関しましては、1月28日、一度ご報告しておりますけれども、実は補助額の改定というか変更がありましたので、改めてご報告いたします。
現在の給食費につきましては、平成20年4月に引き上げた後に、これまでずっと据え置きとなっておりますので、この間の食品の値上げですとか、安全面を確保する観点からの国産食材の使用の推進等によりまして、なかなか現行の給食費では実施困難となっております。このため、この4月から給食費を改定いたします。
改定内容につきましては、表のとおりでございまして、小学校低学年で1食当たり253円を265円、中学年で271円を290円、高学年で294円を315円にそれぞれ引き上げます。また、中学校につきましては、現行、347円を1食360円に、これも引き上げます。
また、この現在の給食費につきましては、保護者の負担軽減を図るために、23区の給食費平均額との差額の2分の1相当額を補助しております。これは、金額でいきますと、小学校で1食10円の補助、中学校では1食15円の補助となっております。
これを、補助額につきましては、今回の給食費の改定に合わせまして、直近の23区の給食費平均額と比較を行いました。これまでは、差額の2分の1でしたけれども、2分の2、すなわち保護者負担額を23区平均額程度とするための補助額を拡充いたします。これが前回との差でございまして、これによりまして、小学校では現行の10円補助から30円補助にいたします。中学で

も同様に、現行の15円から30円の補助といたしまして、前回の報告では、小学校、中学校も引き上げが15円の補助といたしましたけれども、倍の30円補助とするものでございます。

改定の中身は以上でございます。

坂田教育長

はい。ということです。給食費そのものは、食材費を上げていかないと、現行の額では同じような給食を提供することができないということで、上げさせていただきました。

ただ、その際に、保護者の負担をどうするかということですが、上がった分については、千代田区は確かに他区に比べて、保護者負担が高いのです。ですので、上がった分については、それは区から補助しましょうと。そして、保護者の負担は変わらないというようなところにしましょうということです。

ご意見、ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いいいたします。

金丸委員

高学年で1円ふえてしまうのは、これはたまたま計算上そうなるということなのですか。

学務課長

煩雑にならないように、切りのいいところで上げたのですが、総体として、小学校全体では保護者額はふえないという形のもので、中学校についても引き下げになっていますけれども、引き下げの効果が大きい形での見直しをしたという形になりますので、高学年について、若干1円ですけれども、そこについては、トータルとしての引き下げという形での検討した結果でございます。

坂田教育長

はい。ということでございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(了 承)

坂田教育長

はい。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

引き続き、学務課からの中学校の選択制度についてでございます。お願いします。

学務課長

それでは、資料をごらんください。千代田区立中学校学校選択制度についてのご説明でございます。

中学校の学校選択制につきましては、特色を生かした学校づくりを促進するために、平成15年度から、いわゆる16年入学者から導入しております。しかしながら、最近の中学校2校の選択状況に大きな差が生じております。学級編制上に支障を来す状況となっておりますので、こうした状況に対応するために、令和3年度入学者の決定に当たりましては、中学校ごとに受け入れ可能人数、仮にこれは基準人数として定めまして、これを超える選択者があった場合に、千代田区教育委員会規則に基づきます調整について、具体的にその方法を定める対応といたします。

その手続・手順でございます。中学校も学校選択制そのものは維持いたしますけれども、まず初めに、入学予定者の保護者は、希望の中学校を選択することといたします。これは現在と同じでございます。その次に、それぞれ

の中学校で定めます受け入れ可能人数、基準人数を選択者数が超えた場合には、当該中学校につきまして抽選を行いまして、入学者を決定することといたします。

なお、抽選に当たりましては、それぞれ優先区域を設けます。麴町地区の児童については麴町中学校、神田地区の児童については神田一橋中学校に優先的に入学できるものといたします。

また、対象者につきましては、令和3年度の入学をする方といたしまして、令和2年度中の各学校の転入者につきましては、これまでどおりの学校選択を可能とするものでございます。

最後、スケジュールでございますけれども、教育委員会等のご説明が今月中に終わりますので、4月には、この調整制度について、区民一般に周知をいたします。それから、来年1月に就学通知を発送いたしますので、それに合わせたスケジュールということで、受け入れ可能人数の公開については、おおむね7月ぐらいに公開する予定でございます。それをその後に、8月から9月にかけて、これまでと同じように選択を実施いたします。

その選択の状況を9月に公開いたしまして、一定期間、変更の期間を設けますけれども、11月には必要があれば抽選を実施するという形で、1月には予定どおりに就学通知を発送というスケジュールを考えております。

概要でございますけれども、説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

この件につきましては、以前から議論のあるところでございます。

2校しかないのですけれども、全区的にどちらか自主的に選べるという今の制度、その中で、現行の制度を維持しつつも、その制度の中での不都合が出てきたときの調整機能。それは、条文の中にも、今の現行の学区制の中にもあるのですが、それをどう活用するかと。そもそも学校選択制そのものを変更するのであれば、これは、もう大きな問題として、さまざまところからご意見を頂戴して制度変更を考えなければいけないのですが、現行制度を維持しながら、その中で、含まれている調整機能をどう活用するかということでの1つの解でございます。

もちろん、麴町、神田は、時代によって片方が多くなり、というのを繰り返してはいるのですけれど。ただ、校舎の大きさ、設備、これは決まっていますので、教育内容に支障を来すようなことがあってはいけないので、この調節機能というのを有効に活用しようということでございます。

何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

令和2年の11月に、必要に応じて抽選の実施となっているのですけれども、これで、実際に抽選が必要になって行けないというのが出てきて、この就学通知書の発送の前に、その当落みたいなのは通知されるのでしょうか。

坂田教育長

はい。学務課長。

学務課長

すみません、説明不足で。抽選を行った後にその結果を通知しますので、

それに基づいて就学通知が発送になりますので、まず、選択の結果はどうですかというのは、まずご案内いたします。

それで、先ほど優先区域と設けましたけれども、例えば、神田一橋、麴町それぞれで受け入れ可能人数を下回れば、その子どもさんは、地元の人は当然ですけれども、ほかの地区からも全入ができますけれども、超えた場合については、優先地区の子どもさんはまず入学していただいた上で、余裕がなければ、他の地区の方については、優先地区の地元の学校に行っていただくという流れを考えております。

ですから、就学通知は、最終的に決定したものがこうだということで、今現在の就学通知と同じものは1月中に出さないと手続が間に合いませんので、それに合わせて、このスケジュールを考えております。

長崎委員

あと、もう一つ質問というか、そこまでやる方がいるかはわからないのですけれども、もし、例えば麴町中に入りたいけれど神田地区に住んでいたとして、麴町地区に引っ越しすれば必ず入学できるのでしょうか。九段中等だったら区内に何年住んでいなければいけないとかがあるではないですか。そういう居住期間のような決まりはあるのでしょうか。

坂田教育長
学務課長

はい。

基本的には、居住地に応じてなので、優先区域でそもそも行きますから、あえて、そこに引っ越しをしてということであれば、その優先地区になると思います。ただ、現在でもそうですけれども、居住確認は厳しくやっております。住民票を移すだけではなくて契約書とかの写しを持ってきていただいて、確認をする、と。場合によっては、調査に行くとかもありますので、そういったことの上で、実際そこに住むのであれば、必然的にそこに通ってもらうということはありません。区民の方でそこまでやる方が相当数いるとは思っておりませんが、その場合は、きちんとした確認をするということ、今もしておりますけれども、今後もそういうふうにしていくと考えております。

坂田教育長
長崎委員
坂田教育長

よろしいですか。

はい。

はい。居住の実態というか、そういうところは捕捉していくということでございます。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員。

金丸委員

2点ございまして、1点は、11月に抽選実施ということになると、まだ私立に入るか入らないかも決まっていない段階ではないですか。そうすると、結果として、例えば、ここの学校にこれだけ入るという計算はしていたけれども、私立にどっと抜けてしまって、すごく少なくなるというようなことがあったときに、再び復活というのはあるのか、ないのかというのが第1点です。

それから第2点は、今、千代田区では子どもの数がどんどんふえていると

いう状況からすると、この制度自身が、形式的には従前の制度を変えていないといいながら、実質的に変えてしまう危険性があるというふうに我々は認識しなければいけないだろうかという点でございます。

坂田教育長
学務課長

はい。

まず、私立の進学者の、今現在も相当数いるのですけれども、過去のどうか直近の比率を今も参考にして決めているというか、大体、クラスというものを想定していますけれども、私立に行く方の進学数は大体そんなに大きく変動しませんので、そういったものを参考に、受け入れ枠を勘案しようかなとは思っております。

ですので、途中で繰り上げ等については、なかなかその方も途中で変わるのには厳しいですので、抽選を行った後については、優先区域に進学してもらおうという形で考えています。

また、今の選択制の調整機能ですけれども、あくまで現在での暫定的といえますか、緊急措置的なものとして考えておきまして、これを長期間やろうというふうには考えておりませんので、基本的に中学校自体、今後生徒数がふえてくるといふ見込みがありますので、そのあり方全体を考えていって、中学校の規模とか、今の選択性がいまいかどうかも含めて、総合的に議論しながら、将来的に学校をどうしようかという議論を進める中で、この今のやり方を当てはめる形か、もしくは選択制を実施するにしてももう少し工夫するとかがありますので、現状のこのやり方については、今の制度の中でのあくまで暫定的な措置として考えております。

金丸委員
坂田教育長
中川委員

ありがとうございました。

はい。中川委員。

これは、ちょっと言葉の問題なのですが、麴町地区、神田地区というのを、麴町地区は具体的にこのエリア、神田地区はこういうことかということをはっきりしておかないといけないのではと思ったのですが。

学務課長

すみません。詳細を説明しておりませんでしたけれど、今考えていますのは、麴町地区という地区の定義ですけれども、麴町小学校、九段小学校、番町小学校、富士見小学校の学区のエリアを麴町地区としまして、千代田小、昌平小、和泉小、お茶の水小、その4つの小学校の学区を神田地区というふうに決めるということでございます。

中川委員
金丸委員

わかりました。

一般の保護者の人たちがそれをわかるかどうかという、町名まで書いてあったほうがいいのかどうかという問題がありますよね。

坂田教育長

はい。それでは、実際に行う場合には丁寧な対応をさせていただくということです。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、この報告は以上とさせていただきます。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(3月20日号)掲載事項
- (3) 令和2年度教育広報かけはし掲載案

坂田教育長

それでは、日程第4に入ります。

その他事項です。教育委員会の行事予定表と広報掲載事項、さらには広報かけはしの掲載案。

総務課長、お願いします。

子ども総務課長

それでは、まず、行事予定表からご報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症ということで、さまざまな行事が中止等になっておりまして、見え消しという形で書かせていただいております。

それで、規模を縮小して行うことになっております保育園、それから、幼稚園、こども園の修了式、卒園式、それから各中学校の卒業式、その後、25日に小学校の卒業式がございますけれども、基本的に来賓なし、保護者のみという形になっているということでございます。

卒業式は、生徒、保護者。ということでございます。

一旦戻りますけれども、次回の教育委員会は3月24日、それから3月31日に教育委員会の臨時会がございます。

今年度はこういった形の予定になっています。

裏をめくっていただきまして、4月につきましては、まだ予定が立っておりませんで、仮の状況で、今わかっているものを掲載させていただいておりますけれども、今後、入園式や始業式、入学式がどのような形になっていくのかというのは、現段階でははっきりと申し上げられないということでございます。

教育委員会は予定どおりなので、4月14日に定例会が予定されているということでございます。

行事予定表は以上です。

続けて行って、よろしいですか。

坂田教育長

はい。

子ども総務課長

はい。続けてまいります。

3月20日号広報原稿の一覧です。こちらのほうも、4月に入ってから行事ということで、さまざまな児童・家庭支援センターや文化振興課、生涯学習スポーツ課の事業が掲載されておりますけれども、こちらについても、予定で掲載ですが、実施がどうなるかというのは、先にならないとわからないというふうな状況です。

それから、同じく3月20日号に特集ということでは、新型コロナウイルス感染症対策ということで、特集を組むというふうな予定になっております。さまざまに中止とか延期した事業の一覧とか、そういうのが載る形になりま

す。

先ほど教育長からもありましたけれども、遊び場の提供ということで、4カ所新たに開設していますけれども、そちらのほうも全部、場所が載るわけではないのですけれども、こういう形で開放しましたということで、そこから、バーコードを読み取って、ホームページのほうに入っていきような感じの特集を組んでいくというふうな予定になっています。

3月20日号については、以上です。

それからもう一つ続けて、教育広報のかけはし、来年度の掲載案ということで、例年、次回は6月発行ということで予定をしております、入園式・入学式特集や新年度の主な事業、2年度の事業、それから、4月開設の認可保育所、さらにICT、それから、子どもの権利関係の特集、それから、遊び場の紹介、新任校園長のご紹介ということで、例年に沿う形での掲載を予定しています。さらに、12月それから3月発行についても、例年をなぞるような形で、現在のところ、こういう予定をしております。

以上3点、ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。今回のだけは全部不確かで、広報紙も含めて全部そうなのですが。入学式等は規模を小さくしてもやるのでしょうけれども、その他行事、イベント、はっきりさせなければいけない時期がもう随分迫ってきています。学校を始めるということになれば、1つ、全て一緒に全部が連なって動くということになるのですが、そこをどう決断するかということ、今、いろいろご意見も賜りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ですので、ここで内容を1つずつ確認しても余り意味がないので、申しわけないのですが、その上で、ご質問があれば。

金丸委員

1点だけ質問させてください。

坂田教育長

はい。

金丸委員

3月31日、時間が未定になっていますが、これは午後と考えてもよろしいのでしょうか、やるとした際には。

子ども総務課長

2時から行います。

坂田教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

かけはしの問題なのですけれども、もし、今の状況が続いたとしたら、実際、かけはしの6月号には、コロナの問題がどんと出てこなければいけないのです。どれを抜いて入れるべきかという問題はあるのでしょうかけれども、やはりここではコロナを扱わないと。

坂田教育長

はい。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

はい。それでは、その他事項も終了いたしました。

それでは、公開の会議、これで終了といたします。どうもありがとうございました。

なお、先ほど冒頭に申しましたように、秘密会をこの後、開かせていただ

きます。10分間の休憩をいただきます。